

JIS

自動ドア開閉装置の性能要求事項

JIS A 4723 : 2026

(JADA/JSA)

令和 8 年 2 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

| | 氏名 | 所属 |
|-------|---------|----------------------------------|
| (委員長) | 小山 明 男 | 明治大学 |
| (委員) | 稲 葉 佳 彦 | 独立行政法人住宅金融支援機構 |
| | 太 田 啓 明 | 一般社団法人住宅生産団体連合会 (三井ホーム株式会社) |
| | 鹿 毛 忠 継 | 国立研究開発法人建築研究所 |
| | 加 藤 徳 子 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 |
| | 木 村 たま代 | 主婦連合会 |
| | 古 賀 純 子 | 芝浦工業大学 |
| | 興 石 直 幸 | 一般社団法人日本建築学会 (早稲田大学) |
| | 高 橋 幹 雄 | 一般社団法人日本建設業連合会 (株式会社竹中工務店) |
| | 高 橋 光 明 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 |
| | 永 井 香 織 | 日本大学 |
| | 萩 原 伸 治 | 一般財団法人建材試験センター |
| | 花 島 完 治 | 断熱・保温規格協議会 |
| | 吉 田 可保里 | T&T パートナーズ法律事務所 |

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 8.2.20

官 報 掲 載 日：令和 8.2.20

原 案 作 成 者：全国自動ドア協会

(〒105-0022 東京都港区海岸 1-9-18 国際浜松町ビル TEL 03-3436-3287)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

審議専門委員会：建築技術専門委員会 (委員長 小山 明男)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

| | ページ |
|---------------------------------|-----|
| 1 適用範囲 | 1 |
| 2 引用規格 | 1 |
| 3 用語及び定義 | 2 |
| 4 必須性能 | 3 |
| 4.1 一般 | 3 |
| 4.2 駆動装置 | 3 |
| 4.3 検出装置 | 5 |
| 5 任意性能 | 9 |
| 5.1 一般 | 9 |
| 5.2 駆動装置 | 9 |
| 5.3 検出装置 | 12 |
| 6 表示 | 12 |
| 附属書 A (参考) 自動ドア開閉装置の付加的な安全関連性能 | 15 |
| 附属書 B (参考) 駆動装置の耐衝撃性の評価項目の例 | 17 |
| 附属書 C (参考) 引き戸用駆動装置の耐風圧性の評価項目の例 | 18 |
| 附属書 D (参考) 駆動装置及び検出装置の性能表示の例 | 19 |
| 附属書 E (参考) 標準的な駆動装置の構成の例 | 21 |
| 解 説 | 25 |

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、全国自動ドア協会（JADA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

自動ドア開閉装置の性能要求事項

Performance requirements for automatic door systems

1 適用範囲

この規格は、建築物の開口部に用いる自動ドア開閉装置（以下、開閉装置という。）の性能要求事項について規定する。

この規格は、引き戸及び開き戸に用いる開閉装置を対象とする。

この規格は、次のものには適用しない。

- 車両用
- エレベーター用
- 上下開閉形

この規格は、自動ドア開閉装置のうち、法令などで定める防火設備としての特殊機能は対象とせず、法令などで定める特殊機能が、それらの用途の要件に適合することが優先される。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS A 1551 自動ドア開閉装置の試験方法

JIS A 4702 ドアセット

JIS A 4722 歩行者用自動ドアセット－安全性

JIS B 9704-2 機械類の安全性－電気的検知保護設備－第 2 部：能動的電光保護装置を用いる設備に対する要求事項

JIS B 9704-3 機械類の安全性－電気的検知保護設備－第 3 部：拡散反射形能動的電光保護装置に対する要求事項

JIS C 5442 制御用小形電磁リレーの試験方法

JIS C 9335-1 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

JIS C 60068-2-52:2020 環境試験方法－電気・電子－第 2-52 部：塩水噴霧サイクル試験方法（塩化ナトリウム水溶液）（試験記号：Kb）

JIS C 61000-6-1:2019 電磁両立性－第 6-1 部：共通規格－住宅、商業及び軽工業環境におけるイミュ